

若狭町公告第12号

公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和5年6月9日

若狭町長 渡辺英朗



1 業務名

若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務

2 業務の目的

令和6年春に迫った北陸新幹線敦賀開業を観光需要拡大の絶好の機会ととらえ、当町の魅力を充分かつ積極的にアピールし、観光誘客につなげるため現代のニーズに応えた、分かりやすく親しみやすい機能的な観光パンフレット・ポスターを新たに作成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年10月23日（月）まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本町が規定する入札参加資格を有する者であること。なお入札参加資格を有していない場合においても、本町に対して入札参加資格審査に申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※入札参加資格審査申請書様式は、若狭町会計課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.town.fukui->

[wakasa.lg.jp/shigoto\\_sangyo/nyusatsu\\_keiyaku/nyusatsu/2145.html](https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/nyusatsu/2145.html)

- (2) 地方自治法施行第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 宗教団体や政治活動を活動の目的としていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。  
以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 福井県内に主たる営業所を置く法人であること。
- (8) 法人に係る国税、都道府県税、市町村税において滞納がないこと。
- (9) 直近5か年以内に、本案件に類似する作成業務等を地方公共団体等から、元請として受注した契約実績があるもの。
- (10) 本案件を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

## 5 手続き

若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務委託公募型プロポーザル実施要領のとおり。※実施要領は若狭町のホームページに掲載しています。また、若狭町観光商工課窓口に備えつけてあります。

## 6 担当部署

若狭町役場 観光商工課 観光宣伝担当  
〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央 1-1  
TEL 0770-45-9111（課直通）  
mail kankou@town.fukui-wakasa.lg.jp